

福島県西会津町－横浜市鶴見区
友 好 交 流 協 定 書

福島県西会津町と横浜市鶴見区は、平成22年度から2カ年にわたる西会津町職員の横浜市鶴見区への派遣を契機に、町民及び区民による将来にわたる交流を図り、両都市及び住民相互の友好関係、協力関係を増進し、もって相互の都市発展をめざし、次の事項につき合意する。

1. 両都市は、相互の交流及び協力関係を促進する。
2. 相互の自治体及び区民を主体とする交流・協力を行う。
3. 具体的交流計画については、今後、両都市及び両都市の住民間で協議し、定めることとする。
4. この協定書の有効期間は締結の日から平成25年3月31日までとし、年度末までにいずれかの両都市から申し出のない場合には、延長することとする。

この協定書は2部作成され、各1通を保有し、両文書は等しく正文である。

平成24年4月18日

福島県西会津町長

横浜市鶴見区長